

東北圏広域地方計画に対する意見募集の結果について

戦略目標等	No.	意見の要旨	意見に対する考え方
I. 恵み豊かな自然と共生する環境先進圏域の実現	1	<p>【記述内容に対する指摘】 第2章第4節3（3）エネルギーの安定供給における「原子力発電については、基幹電源として位置付け、安全性の確保を大前提に継続して推進していく必要がある。」の記述について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電を東北における基幹電源として位置づけるような記述は不適切（基幹電源としているのは首都圏である）。 ・東北における原子力発電の推進は、首都圏へのエネルギー安定供給のためであり、福島・新潟両県を首都圏に対する重要な電力供給地域として明確に位置づけた上で、電源地域振興施策を展開する方向性を明記すべき。 ・東北にとっては原発はこれ以上必要ない。 	<p>東北圏から首都圏へ供給しているものも含め、東北圏の発電電力量の多くを原子力発電が担っていること、第4章第3節2（1）エネルギーの安定供給で示すとおり、原子力発電が供給安定性に優れ、発電過程で二酸化炭素を放出することがなく地球温暖化対策に資するという特性を持つことから、基幹電源として位置付け、安全性の確保を前提にして継続して推進していく必要性について記述しています。また、その推進に当たっては、「積極的な情報公開に努め、立地地域を始めとする圏民との相互理解に基づいた共生を図る」と記述しています。</p>
I. 恵み豊かな自然と共生する環境先進圏域の実現	2	<p>【記述内容に対する指摘】 第4章第1節1（4）循環型社会の構築における「リサイクル産業の新規立地や産学官等連携による研究開発等を通じた同産業の振興を図ることを通じ、循環型社会の構築を図る。」の記述について、 リサイクル産業の新規立地は、地域内発生廃棄物のリサイクル以外に、立地地域外の廃棄物流入に関係する場合もある。住民感情を勘案すると受け入れ難い側面もある。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、第4章第1節1（4）循環型社会の構築の記述を次のとおり修正しました。 「今後ともエコタウンの拡大を図るとともに、地域の環境に配慮しつつリサイクル産業の新規立地の促進や産学官等連携による研究開発等を通じた同産業の振興を図ることを通じ、循環型社会の構築を図る。」</p>
I. 恵み豊かな自然と共生する環境先進圏域の実現	3	<p>【記述内容に対する指摘】 第4章第1節1（4）循環型社会の構築における「浚渫土砂や内陸部で最終処分場の確保が困難な廃棄物を確実に受け入れる海面処分場を確保するために、廃棄物埋立護岸の整備を推進する。」の記述について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内陸部で確保が困難な廃棄物の内容が不明であり、それを海面処分場で処理することは許されるのか。 ・廃棄物埋立護岸は、本来、護岸の材料として適切な廃棄物を有用な材料として護岸整備に活用するものであり、内陸部の処分場容量不足の補完のためではない。 	<p>廃棄物埋立護岸とは、ご意見にあります廃棄物を原材料とした護岸のことではなく、専ら港内の浚渫土砂を主としつつ、その他内陸部で発生した建設残土等を埋立用材として活用することを目的の一つとして整備される護岸のことです。 なお、内陸部の建設残土等の受入れについては、環境アセス等の各種手続きを踏まえた上で、環境基準に適合したものに限り行うことにしています。 また、本文の廃棄物埋立護岸については、脚注として、「港湾工事に伴って発生する浚渫土砂や公共工事から発生する建設残土等を埋立処分するために必要な容量を確保する護岸。」と記述しました。</p>

戦略目標等	No.	意見の要旨	意見に対する考え方
I. 恵み豊かな自然と共生する環境先進圏域の実現	4	<p>【具体的取組みの提案】</p> <p>第4章第1節1（4）循環型社会の構築における「北東北3県及び南東北3県がそれぞれ連携して監視活動を行っているほか」の記述について、北関東・磐越の監視ネットワークや東京を含めた産廃スクラム28（福島～静岡）もある。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、第4章第1節1（4）循環型社会の構築の記述を次のとおり修正しました。</p> <p>「これまで、北東北3県及び南東北3県がそれぞれ連携して監視活動を行っているほか、北海道・東北7県の連携等による合同スカイパトロール等を実施している。また、産業廃棄物税や環境保全協力金を財源とした取組を各県が実施しているところであり、今後もこうした不法投棄防止対策を推進していく。」</p>
I. 恵み豊かな自然と共生する環境先進圏域の実現	5	<p>【具体的取組みの提案】</p> <p>第4章第1節3（2）おいしい水の供給と潤いある水辺空間創出における「水質悪化が進行している湖沼等の公共用水域においては、水質改善を図るため、流入河川対策・植生浄化施設等の流入負荷低減策とあわせて、下水道・浄化槽・農業集落排水施設の高度処理等を推進する。」の記述について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年、水質悪化が懸念されている猪苗代湖においては、流入する有機質負荷軽減のため、沿岸における環境に優しい農業を推進。 ・エコファーマーを認定し、稲わら鋤混みのための秋耕や側条施肥による肥料使用量の抑制、浅水管理の徹底などに努めている。 	<p>第4章第1節3（2）おいしい水の供給と潤いある水辺空間創出において、ご意見の趣旨を含めて記述しています。</p> <p>また、第4章第3節3（1）（新技術開発の推進）において、「環境保全型農業の普及促進」と、第5章9（2）（東北産農産物の収益力向上に向けた取組）において、「農薬・化学肥料の低減や農業生産工程管理の導入等、環境と共生する産地づくりを図る」と記述しています。</p> <p>なお、個別具体的取組については、代表的なものを記述しています。</p>
I. 恵み豊かな自然と共生する環境先進圏域の実現	6	<p>【記述内容に対する指摘】</p> <p>低炭素社会形成と観光振興の面から、会津若松のNPO法人が観光に電動自転車の導入を検討中である。環境ビジネスの排出権取引などとも係わる取組みであり、新たな交通手段としての電動自転車の導入について、記述できないか。</p>	<p>ご意見の趣旨については、第4章第1節1（2）資源節約型の経済・社会構造への転換において、低炭素社会の構築に向けた取組の一つとして「自転車利用の促進」と記述しています。</p>
I. 恵み豊かな自然と共生する環境先進圏域の実現	7	<p>【記述内容に対する指摘】</p> <p>第4章第1節恵み豊かな自然と共生する環境先進圏域の実現において、特に、森林面積の占める割合が大きい東北圏域においては、昨今指摘される森林の荒廃を防ぐとともに、地域資源を活かす観点から森林資源の活用を促す必要があると考えます。</p> <p>（3）二酸化炭素吸収源としての森林の整備の中には、良好な森林管理システムの構築が示されておりますが、森林の管理を図る上で、林道の整備が極めて重要です。特に基幹的な林道整備は、これまでも対応してきたところですが、一方において、作業道の整備が依然立ち遅れているため、間伐材の搬出コストが高止まりし、間伐材の利活用が十分行えない実態があります。</p> <p>間伐材の積極的な利用を促すためにも、自然再生型の公共事業として、林道（作業道）の整備を示す必要があると考えます。</p>	<p>ご意見の趣旨については、第4章第3節3（2）（美しい森林づくりの推進）において、「路網の整備や高性能林業機械の導入等効率的な生産システムの導入」と記述しています。</p> <p>また、第5章1（2）（低炭素社会構築のための二酸化炭素吸収源等美しい森林づくり）において、「低コスト作業路と高性能林業機械を軸とした効率的な作業システムの普及」等の取組について記述しています。</p>

戦略目標等	No.	意見の要旨	意見に対する考え方
I. 恵み豊かな自然と共生する環境先進圏域の実現	8	<p>【記述内容に対する指摘】</p> <p>第5章1. 東北圏のポテンシャルを活かした低炭素・循環型社会づくりプロジェクトにおける具体的な取組として、美しい森林づくり、バイオマスの新たな利活用とともに、基幹である木材の利活用促進を位置づける必要があると考えます。</p> <p>特にも、地場産材の積極的な利用を促すことで、山間部への波及効果が期待できることから、まずは公共施設の木造化の推進を位置づけていただきたいと考えます。</p>	<p>ご意見の趣旨については、第5章1(2)(低炭素社会構築のための二酸化炭素吸収源等美しい森林づくり)において、「森林組合、民間企業等が連携し、地域材の利用拡大に向けて木材・建築関連業者等のネットワークを形成し、地域材を活用した家づくりへの支援を推進する」と記述しています。</p> <p>なお、公共施設の木造化の推進については、第4章第1節1(3)二酸化炭素吸収源としての森林の整備の記述を次のとおり修正しました。</p> <p>「また、地域材の利用の促進、公共施設の木造化や公共事業等における間伐材の積極的な利用の推進を図るとともに、品質・性能の明確な製品の供給を通じて林業・木材産業を一体的に再生する。」</p>
II. 雪にも強く安全で安心して暮らせる温もりのある人に優しい圏域の実現	9	<p>【具体的取組みの提案】</p> <p>第4章第2節1. 災害に備えたしなやかな圏域の形成について、新しい洪水防止施工パーツの提案。</p>	<p>水害対策については、第4章第2節1(3)風水害、土砂災害、高潮災害対策の推進において、「輪中堤の整備や水門・排水機場の機能向上・活用等、多様な治水対策や低平地における内水体策や下水道整備による雨水管渠やポンプ施設の整備並びに雨水貯留浸透施設の整備による流出抑制の推進等、流域一体となった総合的な治水対策を推進する」と記述しています。</p>

戦略目標等	No.	意見の要旨	意見に対する考え方
II. 雪にも強く安全で安心して暮らせる温もりのある人に優しい圏域の実現	10 ・ 11 ・ 12 ・ 13 ・ 14 ・ 15 ・ 16 ・ 17 ・ 18 ・ 19 ・ 20 ・ 21	<p>【記述内容に対する指摘】</p> <p>第4章第2節1. 災害に備えたしなやかな圏域の形成について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災力の向上については、防災と同様に「減災」の観点からあらかじめ想定しておくことが極めて重要。 ・ 地形が複雑な三陸沿岸地域が津波被害を受けた場合、地域間を結ぶ道路の寸断が予測され、物的・人的支援の要としては、災害の影響が少ない内陸部からの後方支援体制が有効。 <p>⇒大規模地震・津波対策として、被災時における支援拠点の要として内陸部にある公園施設等を後方支援拠点施設として明確に位置づけていただきたい。</p>	<p>ご意見の趣旨については、第4章第2節1(2)大規模地震・津波対策の推進において、「避難者の収容、復旧活動の拠点となる防災公園等の整備を推進する」と記述しています。</p> <p>また、第5章3(2)(津波防災対策の強化、津波避難体制の整備)において、防災公園の整備促進を、同(2)(広域的な連携による震災対策の推進)において、防災施設を始め様々な応急活動や避難場所となる公共建築物の耐震化の推進、防災活動拠点予定施設マップの作成や資機材等の配備、防災関連施設の連携・調整を進めることなどを記述しています。</p>
II. 雪にも強く安全で安心して暮らせる温もりのある人に優しい圏域の実現	22	<p>【記述内容に対する指摘】</p> <p>第4章第2節3(4)誰もが移動しやすい交通サービスの確保における「既存の鉄道やバスについては、運行時間・経路の見直しや交通情報ネットワークの構築による運行情報の提供等、利用者の利便性を向上させる。」の記述について、</p> <p>バス確保は地方都市にとっては大きな課題、特に郡部では深刻である。郡部においてはNPOや商工会が運営主体となったオンデマンド型の小型バスや乗り合いタクシーなど従来と全く違った公共交通の確保が進められており、こうした新しい動きを踏まえた記述にすべきである。</p>	<p>ご意見の趣旨については、第4章第2節6(2)(地域の足の確保等の推進)において、「生活を支える地域の足として、地域のニーズに柔軟に対応したコミュニティバス、乗合タクシー、福祉タクシー及びスクールバス等を地域住民、NPO、バス・タクシー事業者及び市町村等、地域関係者の参画を通じて確保する」と記述しています。</p> <p>また、第5章6(2)(地域間を結ぶインフラ整備と公共交通の確保)において、「地域住民やNPO等の多様な主体の連携によるデマンド型乗合タクシー等の導入やスクールバスへの相乗り、スクールバスの空き時間を利用した循環バスの運行、バス停のない箇所でのフリーの乗り降り、隣接市町村間におけるコミュニティバス等の相互乗り入れ等、バスの有効利用を促進する」と記述しています。</p>

戦略目標等	No.	意見の要旨	意見に対する考え方
Ⅱ. 雪にも強く安全で安心して暮らせる温もりのある人に優しい圏域の実現	23	<p>【記述内容に対する指摘】 第4章第2節3(5)都市と農山漁村の共生と交流による地域経済の活性化における「こうした中で、これまで行われてきた朝市、道の駅等での交流連携等・・・」の記述について、 既往の交流連携だけではなく、交流を活発化させる新たな仕組みについても考えてみてはいかがでしょうか。</p>	<p>ご意見の趣旨については、第4章第2節5(2)東北圏の農山漁村が持つ魅力を活かした交流人口の拡大において、「子供達による食や自然、農山漁村についての理解を深めるために、農地や森林、農家民宿や廃校等を教育資源として効果的に活用し、多様な体験活動を促進する」と記述しています。 また、第5章6(2)(都市と農山漁村の連携と共生した関係の再構築)において、廃校のふるさと交流施設等としての利用やグリーン・ツーリズムの推進等による都市と農山漁村の体験・交流の活性化について記述しています。</p>
Ⅱ. 雪にも強く安全で安心して暮らせる温もりのある人に優しい圏域の実現	24	<p>【記述内容に対する指摘】 第4章第2節4(3)中心市街地の活性化と歩いて暮らせるまちづくりにおける「公共交通機関の利便性の向上や歩行空間の整備等を行うことで・・・」 修正案⇒「公共交通機関の利便性の向上や歩行空間の整備、道路空間の再配分等を行うことで・・・」</p>	<p>歩行空間の整備等に当たっては、道路空間の再配分を含め現地の状況に応じた検討を行っており、第4章第2節4(3)中心市街地の活性化と歩いて暮らせるまちづくりにおいて、ご意見の趣旨を含めて記述しているため、原案のとおりとしています。</p>
Ⅱ. 雪にも強く安全で安心して暮らせる温もりのある人に優しい圏域の実現	25	<p>【記述内容に対する指摘】 第4章第2節4(7)環境問題に対応した都市の形成における「ヒートアイランド現象抑制のための水と緑のネットワークの整備、廃棄物の不法投棄対策、都市の水環境改善のための河川等の浚渫、環境用水の導入、下水道整備等を推進する。」の記述について、 不法投棄対策はヒートアイランド現象抑制のためと理解されてしまうのではないか。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、第4章第2節4(7)環境問題に対応した都市の形成の記述を次のように修正しました。 「また、廃棄物の不法投棄対策、ヒートアイランド現象抑制のための水と緑のネットワークの整備、都市の水環境改善のための河川等の浚渫、環境用水の導入、下水道整備等を推進する。」</p>
Ⅱ. 雪にも強く安全で安心して暮らせる温もりのある人に優しい圏域の実現	26	<p>【記述内容に対する指摘】 第4章第2節6(2)少子高齢化等に対応した福祉サービスの充実サブタイトル(地域の足の確保等の推進) 修正案⇒(地域内の交流を促進させる足の確保等の推進) また、「・・・通学及び買い物等の生活を支える地域の足として・・・」 修正案⇒「・・・通学及び買い物等の生活を支え、又住民の交流を促進させる地域の足として・・・」 今後の地域の交通手段は、移動手段としてだけでなく、住民間のコミュニティ形成を図る上で、重要な役割を担うことを表現できないか。</p>	<p>ご意見の趣旨については、第4章第2節3都市と農山漁村の共生と交流を推進する持続可能な生活圏域の形成において、「交流推進のため交通ネットワークの構築や交通サービスの向上を図る」と、同(4)誰もが移動しやすい交通サービスの確保において、「都市相互、都市と農山漁村の交流・連携を支える交通サービスとして、公共交通ネットワークの確保を図る。既存の鉄道やバスについては、運行時間・経路の見直しや交通情報ネットワークの構築による運行情報の提供等、利用者の利便性を向上させる」と、また、同節6(2)(地域の足の確保等の推進)において、「地域のニーズに柔軟に対応したコミュニティバス、乗合タクシー、福祉タクシー及びスクールバス等を、地域住民、NPO、バス・タクシー事業者及び市町村等、地域関係者の参画を通じて確保する」と記述しています。</p>

戦略目標等	No.	意見の要旨	意見に対する考え方
Ⅱ. 雪にも強く安全で安心して暮らせる温もりのある人に優しい圏域の実現	27	<p>【記述内容に対する指摘】</p> <p>第5章5. 豪雪地域の暮らし向上プロジェクト（雪を貴重な地域資源ととらえた取組）における「・・・複合文化施設への雪冷房等の導入・・・」 修正案⇒「・・・複合文化施設や医療福祉施設への雪冷房等の導入・・・」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道美唄市では、医療福祉施設に雪冷房を導入する取り組みを実施中。 ・今後の高齢化社会に向けて、老人ホーム等福祉施設の増加に配慮。 	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、第4章第2節2（3）雪の有効活用の記述を次のとおり修正しました。</p> <p>「また、雪を活用した商品開発や建築物等における雪氷熱エネルギーの利用等、資源としての雪の利活用を促進する。」</p>
Ⅱ. 雪にも強く安全で安心して暮らせる温もりのある人に優しい圏域の実現	28	<p>【記述内容に対する指摘】</p> <p>第5章5. 豪雪地域の暮らし向上プロジェクト（安全で安心・快適な暮らしの確保）において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地型流雪溝の整備と冬期における流雪用水の確保（水利権の特例）について、よろしくお願ひしたい。 <p>（流雪溝への定期的な一斉除排雪は、地域コミュニティの強固なつながりの醸成につながる）</p>	<p>ご意見の趣旨については、第5章5（2）（安全で安心・快適な暮らしの確保）において、「除排雪機能を付加した河川や下水道の整備並びに雄物川水系等における消流雪用水の確保に努める」と記述しています。</p>
Ⅱ. 雪にも強く安全で安心して暮らせる温もりのある人に優しい圏域の実現	29	<p>【記述内容に対する指摘】</p> <p>第4章第2節1（2）大規模地震・津波対策の推進に記載されている「GPS波浪計等を活用した津波観測網の整備」を、第5章3. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等大規模地震災害対策プロジェクトに記載されているように「GPS波浪計や沿岸部の潮位計を活用した津波観測網の構築と観測情報伝達システムの整備」と具体的に記載していただきたい。</p>	<p>第4章においてとりまとめた主要な施策をもとに、第5章において、今後10年間により重点的に進めていく取組を具体的に記述することとしています。</p>
Ⅱ. 雪にも強く安全で安心して暮らせる温もりのある人に優しい圏域の実現	30	<p>【記述内容に対する指摘】</p> <p>第5章3（2）具体的取組に記載されている「港湾利用事業者等と連携し、太平洋沿岸地域等におけるGPS波浪計や沿岸部の潮位計を活用した津波観測網の構築と観測情報伝達システムの整備」とあるが、津波防災対策を一層強化するため、GPS波浪計や沿岸市町村等が独自に設置している潮位観測装置等による津波観測情報のネットワーク化を含めた、各種観測情報を共有できる観測情報システムが整備推進されるよう要望いたします。</p>	<p>ご意見の趣旨については、第4章第2節1（2）大規模地震・津波対策の推進において、「GPS（人工衛星による測位システム）波浪計等を活用した津波観測網の整備、緊急地震速報の伝達体制整備、津波ハザードマップの整備・普及等を推進する」と記述しています。</p> <p>また、第5章3（2）（広域的な連携による震災対策の推進）において、「日本海溝・千島海溝周辺型地震対策東北地区連絡協議会」において、平常時及び被災時情報の共有を進める」と記述しています。</p>

戦略目標等	No.	意見の要旨	意見に対する考え方
Ⅱ. 雪にも強く安全で安心して暮らせる温もりのある人に優しい圏域の実現	31	<p>【記述内容に対する指摘】</p> <p>数多くの農山村集落を抱える東北圏にあつては、指定文化財や大規模な文化的資源と同様に、小さくても、地域の宝ともいふべき資源が数多く残っています。</p> <p>こうした地域資源を大切にす意識は、小規模な地域コミュニティの維持・形成につながるものであり、文化・芸術機能の強化、まちづくりの推進においては、これら小さな地域資源も重視する姿勢まで踏み込んでいただきたいと考えます。</p>	<p>ご意見の趣旨については、第5章2(2)(歴史・伝統文化の保存・継承)において、「各地域における伝統文化・芸能等を担う人材の育成や豊かな自然、歴史、風土の中で形成された東北固有の文化等を映像記録により保存整理し、次代に伝承していく」、「景観法等の活用により、歴史上価値の高い建造物等及び日本の近代化に貢献した文化遺産やその周辺の良い市街地環境を維持・継承し、これら文化資源を活かした文化振興等の取組への支援を通じて、地域の活性化を推進する」と記述しています。</p>
Ⅱ. 雪にも強く安全で安心して暮らせる温もりのある人に優しい圏域の実現	32	<p>【記述内容に対する指摘】</p> <p>第5章7. 地域医療支援プロジェクトにおける安心で安全な医療体制の構築に関しては、地方整備局と地方厚生局との連携が不可欠であると考えます。両局の横断的な取組に際しては、地方整備局と地方厚生局との役割分担を明確にしつつ、安心で安全な医療体制の構築に資する施策を具体化することが重要と考えます。</p>	<p>ご意見の趣旨については、第6章第1節1計画の推進において、「東北圏広域地方計画の推進にあたっては、東北圏を取り巻く内外の経済社会情勢の変化等に柔軟に対応するとともに、計画の実効性を確保していく必要がある。このため、東北圏広域地方計画協議会の構成機関を始め関係機関等が十分に連携・協働を図りつつ、計画が描く地域の将来像の実現に向けた各種施策の展開・具体化を推進していく」と記述しています。</p>
Ⅱ. 雪にも強く安全で安心して暮らせる温もりのある人に優しい圏域の実現	33	<p>【記述内容に対する指摘】</p> <p>少子高齢化社会の進展、社会保障費の増大の中、「健康増進」「予防」のための施策が重要となっています。第5章7. 地域医療支援プロジェクトにおいて、地域の自立的な発展の基礎として、医療体制の確保だけでなく、健康増進・予防のために資する施策も盛り込んでいただきたいと思ひます。</p>	<p>ご意見の趣旨については、第4章第2節6(1)(医療に係る啓発の推進)において、「予防医療についての情報を提供し、住民への啓発を推進する」と記述しています。</p>
Ⅱ. 雪にも強く安全で安心して暮らせる温もりのある人に優しい圏域の実現	34	<p>【記述内容に対する指摘】</p> <p>第5章7. 地域医療支援プロジェクトの中で、「隣接する県間や医療機関の連携」との記述がありますが、広域地方計画の策定を機に、県域を越えた「ブロック単位」での医療体制の整備を推進していただきたいと思ひます。</p>	<p>第5章7(2)(救急医療情報システムや格子状骨格道路等を活用した救急搬送体制の構築)において、ご意見の趣旨を含めて記述しています。</p>
Ⅱ. 雪にも強く安全で安心して暮らせる温もりのある人に優しい圏域の実現	35	<p>【具体的要望事項】</p> <p>あぶくま川にかかる安達ヶ原橋より、四号国道に進入する車が朝・夕渋滞するため、その対策が必要ではないか。</p>	<p>ご意見の趣旨については、第4章第2節4(7)環境問題に対応した都市の形成において、「道路整備による渋滞対策の実施を推進する」と記述しています。</p> <p>なお、個別具体的取組については、代表的なものを記述しています。</p>

戦略目標等	No.	意見の要旨	意見に対する考え方
Ⅲ. 地域資源、特性を活かした世界に羽ばたく産業による自立的な圏域の実現	36	<p>【具体的取組みの提案】</p> <p>第4章第3節3（1）安全で安心できる食を支える農業の振興（耕作放棄地の有効活用）について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地はグリーン油田として企業による大規模なバイオマス・エタノール作物の作付けを行う。 ・スウィートソルガムなど粗放栽培でも短期間に十分生育する作物を企業の採算ベースに乗るよう栽培。 ・バイオエタノール精製工場を各地に配置する。 ・農協が耕作放棄地を一括借り上げ、それを企業に転貸する。これを特区制度で実現する。 	<p>ご意見の趣旨については、第4章第3節3（1）（耕作放棄地の有効活用）において、「食料・飼料の生産・供給と競合しない資源作物栽培や農産物の非食用部等のバイオマスを活用したバイオ燃料等の生産拡大を進める」と記述していません。</p>
Ⅲ. 地域資源、特性を活かした世界に羽ばたく産業による自立的な圏域の実現	37	<p>【具体的取組みの提案】</p> <p>第5章8. 次世代自動車関連産業集積拠点形成プロジェクト（人材の育成）における自動車関連産業等の取組みに関連する事例の提案。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会津大学は、自動車産業における組み込みソフトの技術者の養成や遠隔医療の画像診断技術への貢献が大いに期待できる。 	<p>ご意見の趣旨については、第5章8（2）（人材の育成）において、「ものづくり産業を支えるキーテクノロジーとしての組込み技術者の育成確保を目指した産学官連携プラットフォーム組織によるものづくり人材や3次元設計技術者の育成等の取組を推進する」と、同章7（2）（画像診断による遠隔医療体制の構築）において、「情報通信技術による遠隔医療体制を構築するための医療・福祉機器関連産業分野における技術開発を推進する」と記述しています。</p> <p>なお、個別具体的取組については、代表的なものを記述しています。</p>
Ⅳ. 交流・連携機能の強化による世界に開かれた圏域の実現	38	<p>【具体的取組みの提案】</p> <p>第5章10. 「日本のふるさと・原風景」を体験できる滞在型観光圏の創出プロジェクトにおける「ストーリー性、テーマ性をもった周遊型観光ルートの開発を促進する。」の記述について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史をテーマとした観光モデルルートに天地人ルート。 ・新潟、会津、米沢の上杉家ゆかりの地巡り。 ・奥羽越列藩同盟と戊辰戦争をテーマとした長岡、若松、白河、二本松ルート。 ・産業近代化遺産を巡る猪苗代発電所、釜石製鉄所、松尾鉱山巡り。 	<p>第5章10（2）（「日本のふるさと・原風景」を体験できる滞在型観光圏の形成）において、ご意見の趣旨を含めて記述しています。</p> <p>なお、個別具体的取組については、代表的なものを記述しています。</p>

戦略目標等	No.	意見の要旨	意見に対する考え方
IV. 交流・連携機能の強化による世界に開かれた圏域の実現	39	<p>【記述内容に対する指摘】 第5章12. 環日本海広域交流圏の形成プロジェクト（歴史・文化資源等を活かした交流プログラムの展開）における「・・・東アジア等からの外国人観光客の誘客・・・」の記述について、 修正案⇒「・・・東アジア、極東ロシア等からの外国人観光客の誘客・・・」 ・東北の強みとして、新潟空港の国際路線や新潟港の海路にあるように、ロシアとの連携があります。北海道が行っている台湾、韓国等東アジアからの外国人観光客誘客と差別化する上で、記述を修正してはいかがでしょうか。</p>	<p>本計画における東アジアの範囲は、P2脚注3の説明の中で、ロシアの極東地域を含むと記述しています。</p>
IV. 交流・連携機能の強化による世界に開かれた圏域の実現	40	<p>【具体的取組みの提案】 第5章12. 環日本海広域交流圏の形成プロジェクト（人材交流の促進）における「新潟大学等と中国・韓国・ロシア等環日本海地域の大学との連携により、学生の交換、教員の研究交流等知的ネットワークの構築を促進する。」の記述について、 中国、韓国、ロシア等環日本海地域の大学との交流協定は会津大学が数多く締結している。</p>	<p>第5章12（2）（人材交流の促進）において、ご意見の趣旨を含めて記述しています。 なお、個別具体的取組については、代表的なものを記述しています。</p>
IV. 交流・連携機能の強化による世界に開かれた圏域の実現	41	<p>【記述内容に対する指摘】 第4章第4節2. 高速交通交流圏の形成の中の文章の一部を次の通り修正することを提案します。 「・・・とともに、仙台市・新潟市間をはじめ、圏域内外の主要都市・拠点施設等を・・・」 （主旨・理由） 仙台市と新潟市は東北圏の中核都市であるにも関わらず、移動時間が長く、両都市相互の人の移動が相対的に少ない。圏域における中核都市の重要性を考慮すれば、両都市間を短時間で結ぶことを明示すべきであると考えます。</p>	<p>第4章第4節2 高速交通交流圏の形成において、ご意見の趣旨を含めて記述しているため、原案のとおりとしています。</p>

戦略目標等	No.	意見の要旨	意見に対する考え方
IV. 交流・連携機能の強化による世界に開かれた圏域の実現	42	<p>【記述内容に対する指摘】 第5章12. 環日本海広域交流圏の形成（2）具体的取組（環日本海地域の広域連携による東アジアとの互惠関係の構築）の中で、「日本とユーラシア大陸間を結ぶ物流ルートの構築を推進。」の後ろに次の一文を追加することを提案します。 「その際、国内外の関係者の連携を促進するため、特定の物流ルートを対象とした「先導的モデル輸送回廊事業」といった事業を関係国政府と共同で実施する。」 （主旨・理由） 日本とユーラシア大陸とを結ぶ物流ルート構築に当たっては、日本以外の関係国の法制度やその運用、物流関連企業間の協力などを進める必要がある。個別民間企業がこのような協力をリードすることは難しく、圏域として、官民一体となった対応が必要である。</p>	<p>ご意見の趣旨については、第5章12（2）（環日本海地域の広域連携による東アジアとの互惠関係の構築）において、「企業、大学、経済団体等も参画するみやぎロシア貿易促進コンソーシアムを基盤に各県が連携し、貿易情報を広域的に共有するなど、ロシア市場への販路開拓・拡大等、貿易の推進を図る」と記述しています。</p>
IV. 交流・連携機能の強化による世界に開かれた圏域の実現	43	<p>【記述内容に対する指摘】 第6章第2節 1. 他圏域等との連携の記述の最後に次の段落を追加することを提案します。 「また、中国東北地方やロシア極東地方などとの連携も推進（もしくは模索）する。」 （主旨・理由） 環日本海広域交流圏の形成などを推進するためには、交流相手となる地域との連携が不可欠である。中国では「中国東北振興計画（2007年8月策定）」、ロシアでは「極東ザバイカル経済社会発展プログラム（2007年11月）」が推進されているほか、ロシアでは「極東バイカル地域発展戦略」の策定作業が進行中である。これらの計画の推進、改訂の状況を的確に把握するとともに、相互に調整を図ることを通じて計画の効果的実現を図ることが重要である。現状ではこれらの地域振興計画等との連携の枠組みはない。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、第4章第4節交流・連携機能の強化による世界に開かれた圏域の実現の記述を次のとおり修正しました。 「そのためには、経済や環境・リサイクル・エネルギー分野での連携関係の構築、経済交流・観光交流における地域連携の強化、これらの交流・連携を支える交通ネットワークの総合的な整備と人材育成等、環日本海諸国を始めとする東アジアの活力を東北圏に引き込み、東北圏の発展のポテンシャルを東アジアに発信・貢献する取組を戦略的に推進する必要がある。」</p>
IV. 交流・連携機能の強化による世界に開かれた圏域の実現	44	<p>【記述内容に対する指摘】 第4章第4節3（3）情報通信格差の解消の中で、地域の教育、福祉、防災機能等の高度化を図るため、地方公共ネットワークの整備とありますが、病院・診療所等が高速・超高速に接続され、地域医療連携や遠隔医療が実現することが、将来的に住民の安全・安心にとって重要となることから、加えて医療分野も明記いただきたいと思います。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、第4章第4節3（3）情報通信格差の解消の記述を次のとおり修正しました。 「また、地域の教育・医療・福祉・防災機能等の高度化を図るため、学校・図書館・公民館・市役所等を高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備や携帯電話サービスエリアの拡大を推進する。」</p>

戦略目標等	No.	意見の要旨	意見に対する考え方
その他	45	<p>【計画全体に対する指摘】 昔の東京オリンピック、万博のように圏域民みんながわくわくして目標としているもの、進展具合を待ち望むような夢のある計画としていただきたい。</p>	<p>東北圏広域地方計画は、第1章第1節計画策定の目的において、東北圏の地域特性を踏まえながら特色のある地域戦略を描くため、経済団体、地方公共団体、国の地方支分部局が協議を行った上で策定され、また、東北圏における国土の形成に関する基本的な方針、目標のほか、広域の見地から戦略的に実施すべき具体的な施策として取りまとめるものとしています。</p> <p>これに基づき、第3章において、「美しい森と海、人の息吹と躍動感に満ちた『東北にっぽん』の創造」を理念とした東北圏の新しい将来像を、第4章において、戦略的目標と実現のための主要な施策を取りまとめるとともに、第5章において、今後10年間により重点的に進めていく具体的な取組を記述しています。</p>
その他	46	<p>【計画全体に対する指摘】 人口減少を前提とする場合、東北広域圏として必要な人材の供給を積極的に海外に求める提言もあってよいのではないかと。</p>	<p>ご意見の趣旨については、第2章第4節7人口減少社会・高齢化への対応において、「人口減少や高齢化社会を見据えた手だてを考え、実行していくことが急務である」と記述しています。</p>
その他	47	<p>【計画全体に対する指摘】 広域計画全体の是非を考えるには、全国計画の中での東北の（期待される）位置付けや役割を明確に示し、それを理解した上で、はじめて反論や提言が具体化すると思う。</p> <p>1) 各広域圏が各々自立した・・・ゲートウェイを整備・・・等としているが、日本国全体として考えた場合には、最善・最高の計画という視点がなくなる恐れが十分にあるのでは？</p> <p>2) 第6章で「計画の推進に向けて」として記述しているが、前段に比べて記述が随分簡単になっている。</p>	<p>全国計画から見た広域地方計画の意義と役割については、全国計画の第3部第1章第1節において、地域の自立に向けた環境の進展や広域的課題の増加等を踏まえて都府県を超える広域ブロックごとにその特色に応じた施策展開を図り、自立的に発展する圏域の形成を目指すこととされ、関係する国の地方支分部局、地方公共団体、地元経済界等が適切な役割分担の下に協働しながらビジョンづくりに取り組むことにより、各主体が地域整備を進める上での長期的な方針・目標の共有化が図られるほか、各広域ブロックでの計画策定過程が相互参照・比較され、新たな工夫や連携が促されるという意義も有していると示しています。</p> <p>第6章の記述については、関係機関の連携・協働を前提に、各種施策の展開・具体化を推進していくために必要な事項を整理しています。</p>

戦略目標等	No.	意見の要旨	意見に対する考え方
そ の 他	48	<p>【計画全体に対する指摘】 第1章第1節計画策定の目的において定義され、計画文中に使われている「圏土」「圏民」という用語は、本計画の趣旨として不適切であり、「国民」「国土」とすべきである。 (理由) 東北圏域の国土や東北圏域の国民は、ただ東北圏域の問題の解決のみのために計画され、動員するべきではないし、逆に東北圏域の将来に責任を持つのは東北圏域の国民だけでなく、他圏域の居住する国民も含まれるはずである。国土や国民と言う概念を単純に地理的に分離し、その間に「競争」という関係を持ち込んで、あたかもそれぞれの圏域に別個に問題の解決に当たらせるというのは日本国政府の責任を放棄しており妥当ではない。</p>	<p>全国的な見地からの国土の形成に関する施策の指針としては、昨年7月に国土形成計画（全国計画）が閣議決定されています。この全国計画の第3部において、各広域ブロックが、東アジアの各地域との交流・連携を進め、各ブロック間の互恵関係を維持発展させながら、その有する資源を最大限に活かした特色ある地域戦略を描き、自立的に発展する圏域を形成する国土構造への転換を目指すこととしており、このためには、各ブロックが独自の発想と戦略性を活かした国土形成を進める必要があると示しています。本東北圏広域地方計画は、上記に基づいて策定・推進されるものです。</p>
そ の 他	49	<p>【課題認識に対する指摘】 全般を通じて、東北圏域の抱える課題にどう対処すべきかという視点で書かれており、その対処が他圏域、日本国、東北アジアを含めた国際社会が抱える課題の解決にどのような役割、影響を持つかが言及されていない。 (理由) 本計画の最終決定主体は国土交通大臣である。すなわち本計画は、東北圏が自分たちの問題を認識し、何を目標として自分たちはこれからどうしたいのかを内部的に表明するだけのものではない。東北圏の地域づくりが結果的に日本国や国際社会に対してどのような意味を持ち、その代価として日本国民や政府からどのような支援を必要とするのかという、圏域と国との関係を明記すべきものであり、それを国の一機関である国土交通大臣にオーソライズしてもらうという役割を持っている。</p>	<p>国際社会における東北圏の役割については、第2章第3節2グローバル化の進展や東アジアの経済成長において、「東アジアの急成長により、物資やエネルギー需要の急速な伸びが予想され、環境問題、資源・エネルギー問題、高齢化等の東アジア共通の問題が顕在化しつつある。東北圏においては、特に、食料、環境やエネルギー問題での東アジア等への貢献等、国際社会における役割を積極的に果たしていく必要がある」と記述しています。 また、国内における東北圏の役割については、第1章第2節2東北圏の位置づけにおいて、東北圏が豊かな自然等に恵まれるほか、個性的で魅力ある豊富な地域資源を活用することにより、貢献することなどを記述しています。 なお、東北圏広域地方計画の役割及び策定のあり方については、第1章第1節の計画策定の目的において、東北圏の地域特性を踏まえながら特色のある地域戦略を描くため、経済団体、地方公共団体、国の地方支分部局が協議を行った上で策定する初めての計画であり、東北圏における国土の形成に関する基本的な方針、目標のほか、広域の見地から戦略的に実施すべき具体的な施策であること、前述した協議機関の他にNPO、東北圏内に居住する人等、東北圏に関わるすべての人々の参画によるこれからの活動の方針であることなどを記述しています。</p>

戦略目標等	No.	意見の要旨	意見に対する考え方
そ の 他	50	<p>【課題認識に対する指摘】 第2章第3節2. グローバル化の進展や東アジアの経済成長において、東北圏内の地域が一体となって、国際競争、他圏域との競争に対応する必要があるとしているが、必要なのは競争ではなく、国際的な協力であり、他圏域との役割分担による日本全体の課題への対応である。 (理由) No.49. 意見の要旨に記載の理由と同じ。</p>	<p>本計画を実現するためには、他圏域等との交流・連携も幅広く推進していくことが重要であり、第6章第2節1他圏域等との連携において記述しています。</p>
そ の 他	51	<p>【計画の推進に対する指摘】 第6章第2節1. 他圏域等との連携について、国土上の位置や地域の特性を活かす観点からすれば、北海道地域との連携、役割分担のあり方について、一般的な記述にとどまらずに、具体的な方向性が示されるべきである。 (理由) 寒冷地、積雪地としての特徴を共有している点、北海道と他圏域の国内交通の多くが東北地方を經由している点から考えて、東北圏域が北海道とどのような連携、役割分担を果たすのかはきわめて重要な視点である。具体的には北海道新幹線開通による国内物流システムの大きな変化に対して東北圏域はどのように考えるのか、地球温暖化により温暖化が進行することにより現在東北で適用している技術が北海道に適用できる可能性が増すことをどのように活かすかなど、対応が急がれる課題が多い。</p>	<p>第6章は、広域地方計画の役割及び策定のあり方などにかんがみ、本計画の推進に向けて、重点的・効果的な施策の実施及びその実効性を高めるためのフォローアップの実施など、必要な取組、並びに本計画を実現するために有益な他圏域等との交流・連携の推進及び本計画の効果的な実施に資する他計画等との連携について記述しています。 北海道地域との連携、役割分担については、第5章1(2)(低炭素社会構築のための新エネルギー等の導入)において、北海道・北東北3県の連携による新エネルギー等導入先進地域の形成を目指した取組や、同章10(2)(「日本のふるさと・原風景」を体験できる滞在型観光圏の形成)において、北海道等の他圏域と連携した広域観光圏の形成に向けた取組など、各種事例を記述しています。</p>